

厚生労働大臣の定める掲示事項

当院は中国四国厚生局長に下記の届出をおこなっております。

(令和6年6月1日現在)

地域包括ケア病棟入院料1 (ベッド定数40床)

◆職員配置

日勤帯 (8:30~17:00) 看護師名5以上、看護補助者2名以上

- ・看護師1人あたりの受持ち患者数8人
- ・看護補助者1人あたりの受持ち患者数20人

◆職員配置

夜勤帯 (16:30~翌日9:00) 看護師2名、看護補助者1名

- ・看護師1人あたりの受持ち患者数20人
- ・看護補助者1人あたりの受持ち患者数40人

◆入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制

- ・入院の際、7日以内に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制の基準を満たしています。

基本診療料の施設基準等に係る届出

◆地域包括ケア病棟入院料1 (・看護職員配置加算 ・看護補助体制充実加算3)

◆認知症ケア加算3 ◆データ提出加算

◆救急医療管理加算 ◆協力対象施設入所者入院加算

※当院では、駐車場を含め、病院敷地内は全面禁煙となっております。